

令和6年12月市議会定例会提出予定案件

【後段本会議】

(議案)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 2 令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第5号）

○ 令和6年人事院勧告に基づく給与改定の実施に伴う所要の改正

・ 改正内容

① 給料表の改定

平均改定率＋3.2%（若年層を重点的に改定）

※会計年度任用職員については本条例を準用

② 期末手当の率の引き上げ

ア 一般職員（再任用職員・特定任期付職員以外）＋0.05月分

令和6年度：6月：1.225月（改定なし）、12月：1.225月→1.275月

令和7年度以降：6月：1.225月→1.25月、12月：1.275月→1.25月

※会計年度任用職員については本条例を準用

イ 再任用職員＋0.025月分

令和6年度：6月：0.6875月（改定なし）、12月：0.6875月→0.7125月

令和7年度以降：6月：0.6875月→0.7月、12月：0.7125月→0.7月

ウ 特定任期付職員＋0.1月分

令和6年度：6月：2.25月（改定なし）、12月：2.25月→2.35月

令和7年度以降：6月：2.25月→1.25月、12月：2.35月→1.25月

③ 勤勉手当の率の引き上げ

ア 一般職員（再任用職員・特定任期付職員以外）＋0.05月分

令和6年度：6月：1.025月（改定なし）、12月：1.025月→1.075月

令和7年度以降：6月：1.025月→1.05月、12月：1.075月→1.05月

※会計年度任用職員については本条例を準用

イ 再任用職員＋0.025月分

令和6年度：6月：0.4875月（改定なし）、12月：0.4875月→0.5125月

令和7年度以降：6月：0.4875月→0.5月、12月：0.5125月→0.5月

ウ 特定任期付職員 令和7年度以降新たに支給

令和6年度：6月：支給なし、12月：支給なし

令和7年度以降：6月：1.05月、12月：1.05月

・ 関係条例の一部改正（期末手当＋0.1月）

市議会議員の議員報酬等に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・ 施行日 ① 令和7年3月31日までの間において規則で定める日
（令和6年4月1日適用）

②・③ 令和7年3月31日までの間において規則で定める日
（令和6年12月1日適用）

ただし、令和7年度以降の期末・勤勉手当については、
令和7年4月1日

報告第89号	令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第5号）	【財政課】
○ 補正額 912,919千円 （補正後 112,484,605千円 － 補正前 111,571,686千円）		
〈歳 入〉	〈歳 出〉	
・ 市税	・ 人件費	912,919千円
912,919千円		

令和6年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳 入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
1 市 税	912,919		912,919	個人市民税
補 正 額 A	912,919		912,919	
補正前の予算額 B	111,571,686	46,747,427	64,824,259	
補正後の予算額 A + B	112,484,605	46,747,427	65,737,178	

令和6年度一般会計補正予算(第5号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	4,263	4,263					
2 総 務 費	164,985	164,985					
3 民 生 費	287,258	287,258					
4 衛 生 費	42,412	42,412					
5 労 働 費	18	18					
6 農 林 水 産 業 費	4,475	4,475					
7 商 工 費	6,745	6,745					
8 土 木 費	53,714	53,714					
9 消 防 費	81,691	81,691					
10 教 育 費	267,358	267,358					
補 正 額 A	912,919	912,919					
補正前の予算額 B	111,571,686	19,725,881	22,149,346	32,962,568	11,006,014	11,275,344	14,452,533
補正後の予算額 A + B	112,484,605	20,638,800	22,149,346	32,962,568	11,006,014	11,275,344	14,452,533